

2014 年度海外制度調査

外食産業の参入制度・規制 (ブラジル)

2014年12月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

サンパウロ事務所

ビジネス情報サービス課

【免責条項】.....

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査をおこない、ビジネス情報サービス課でとりまとめたものですが、本書の既述、所見、結論および提言は必ずしもジェトロの見解を反映したものではありません。

本調査レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

.....

目次

I. 外食産業の参入手続き	1
1. レストラン開店までのフローチャート.....	1
2. 法人設立手続き.....	2
3. 設立に必要な書類.....	5
4. 店舗の確保	7
5. 開店予定地での営業許可の確認.....	7
6. 建築、内装工事関連.....	8
7. 衛生関係の規制.....	9
8. 消防署関係	11
9. 電気・ガス・水道.....	12
10. 看板	12
II. 店舗運営	13
1. 雇用	13
2. 廃棄物	14
3. 店内での喫煙およびアルコール飲料の販売.....	15
III. フランチャイズ	16
1. フランチャイズについての規制.....	16
2. 本部会社設立の際の留意点.....	17
IV. マーケット情報	19
1. 市場規模	19
2. 外食への支出.....	19
3. 食品分野のフランチャイズ市場.....	21
4. 食品分野のフランチャイズの大手本部.....	22
V. その他関連情報	24
1. 主な日本食材・資材の調達先.....	24
2. 問い合わせ・参照先.....	25

はじめに

本レポートはブラジルにおける外食企業（レストラン）を立ち上げて開店するまでの諸手続き、規制をまとめたものである。会社設立については一般の会社と同じ手続きを踏むが、食品を扱うために衛生関係で、また不特定多数の人が出入りすることから建築および消防関係の規制と届け出、認可などの制約を受け、開店後も抜き打ちで検査が行われる業界である。

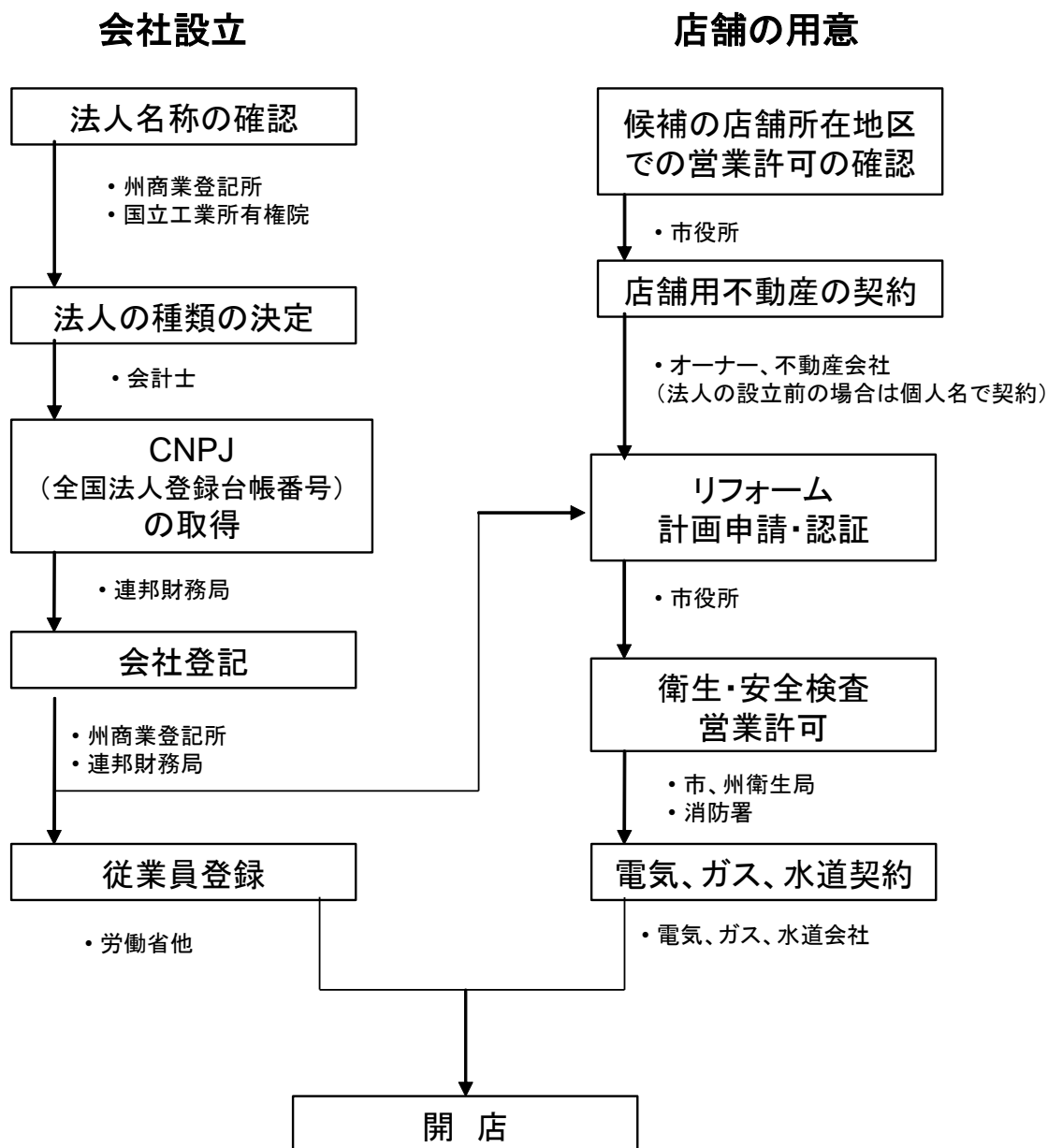
主な規制、手続きの根拠となる法規を示しながら開店までの流れを示したが、ブラジルの法規は非常に複雑に構成されており、一つのテーマが複数の法令にまたがっていたり、連邦、州、市の3つの段階に分かれて規定されていたりする。このため実際に法人の設立やレストランの開店準備をする際には、会計士、弁護士、建築技師など専門知識を有する専門家と入念な打ち合わせをして、彼らのオリエンテーションを受けながら進めることが必須である。

さらにブラジルでは法律とその実際の運用がかけ離れているケースもあるので、開店の手続きを経験し、また経営に携わっているレストランのオーナーにヒアリングして、実際の現場での運用面や注意すべき点などを聞き、その内容をレポートに反映した。A店は15年前に開店した日本食レストランである。B店は今年（2014年）に開店した量り売りスタイル（ポルキロ）のレストランで、オーナーは他社のレストランでマネージャーを務めた経験がある。C社は日本食レストランのフランチャイズ本部である。

I. 外食産業の参入手続き

1. レストラン開店までのフローチャート

レストラン開店手続きのフローチャート



レストラン開店までのリードタイムはリフォームなどの期間によるが、会社設立については3月から6ヶ月が目処とされている。

今回ヒアリングしたB店の場合は、すでにレストランとして営業していた物件を引き継いだため、リフォームの許可関係についてはスムーズに行き、手続きをはじめてから3ヶ月で開店できたという。

2. 法人設立手続き¹

A. 外資規制

レストラン業界に対する特別な規制はない。なお、原子力発電、郵便などで外資による営業が原則禁止されており、また報道機関、航空産業への外資参入にも持株比率を含めた規制を設けている。

B. 法人形態

レストラン事業を提供する法人としてブラジルで設立できる営利法人には、以下の5種類がある[Lei 6.404/1976=連邦]。なお、現在国内で一般的なものは株式会社と有限会社である。

- a. 合名会社 (Sociedade em Nome Coletivo)
- b. 単純合資会社 (Sociedade em Comandita Simples)
- c. 株式合資会社 (Sociedade em Comandita Por Ações)
- d. 株式会社 (Sociedade Anônima)
- e. 有限会社 (Sociedade Limitada)

さらに、法人の規模に応じて選択できる下記の2種の企業形態は、事業内容および諸条件に応じて全国略式収税制度 (Simples Nacional) の適用が可能になるなど、税制上の優遇措置がある。小規模なレストランなどの大部分はMEで登録されている。[LC 123/2006=連邦補足法]

i. ME - Microempresa

一般に零細企業と呼ばれるもの。

- 法人または個人事業主
- 年間の売上が36万リアル未満。

¹ 詳しくはジェトロウェブサイト「ブラジル進出に関する基本的なブラジルの制度」を参照
http://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/invest_09/

ii. EPP – Empresa de Pequeno Porte

一般に小企業と呼ばれるものである。

- 法人
- 年間の粗売上が 36 万リアル以上 360 万リアル未満のもの。

外国本社の支社として開設することもできる。しかし、支社の開設は、新規の企業設立と異なり、本社が連邦政府から進出（＝支社の開設）に対して事前に承認を受ける必要が生じる。さらに開設後は、外国本社もブラジル国内法（連邦法および州法）に準拠する必要があり、国内企業と異なり決算を公開する義務が生じるほか、様々な規制の対象となるので一般的ではない²。[Lei Nº 1.134＝連邦および IN (Instrução Normativa) 76/98、IN 81/99＝国家商業登記局（DNRC）指導規定]

C. 会社設立における企業のカテゴリーの選択

会社設立にあたり、会社登記の際に、業態カテゴリー（Código de atividade）を選択する。

レストランおよびバー関連で連邦政府が規定する業態は以下である³。

a. レストランに関連するもの：

i. 5611-2/01：レストランおよび類似の業種（Restaurante e Similares）

アルコール飲料の有無を問わず消費者に調理した食品を販売、提供する業種で、総合サービス⁴を提供する。このカテゴリーには、量り売りレストラン、セルフサービスレストラン、遊覧船内で船主以外が営業しているレストランも含まれる。

b. バーに関連するもの：

i. 5611-2/02：バーおよびその他飲料を専門に提供する業種（Bares e Outros Estabelecimentos Especializados em Servir Bebidas）

アルコール飲料を提供するサービスで、ライブ音楽等その他のエンターテインメントの有無は問わず、総合サービスを提供している。

ii. 5611-2/02：軽食堂、喫茶店およびそれに類似する業種（Lanchonetes, Casas de Chá, de Sucos e Similares）

店舗で消費する食品をサービスする業種で、総合サービスを提供しないもの。例えば、軽食堂、ファストフード、ピザ店、喫茶店、事業所内で消費するアイスク

² <http://www.portaldoempreendedor.gov.br/legislacao/filial-de-empresa-estrangeira>

³ www.cnae.ibge.gov.br/ で検索できる。

⁴ 総合サービスとは、メニュー、テーブルとカウンターが設置され、テーブルとカウンターのそれぞれに給仕のいる形態である。食事と軽食を提供し、店内での飲食のほか、料理の持ち帰りができる。

リーム店（自家製かどうかは問わない）。なお次の業種は含まない。

- iii. 5612-1/00 : 屋台 (O serviço ambulante de alimentação)
 - iv. 5620-1/03 : 社員食堂などの特定の人を対象とする食堂 (As cantinas privativas)
 - v. 5611-2/02 : アルコール飲料専門販売店 (Estabelecimentos especializados na venda de bebidas alcoólicas)
 - vi. 1053-8/00 : アイスクリーム工場 (A fabricação de sorvetes)
- c. ビュッフェ（仕出し）等に関連するもの
- i. 5620-1/01 : 企業向けを中心にした調理済み食品の供給 (Fornecimento de Alimentos Preparados Preponderantemente para Empresas)
レストランなどに食品を供給するセントラルキッチンなどの形態。
 - ii. 5620-1/02 : イベント、パーティー向けに食品を供給するサービス (Serviços de Alimentação para Eventos e Recepções - Buffê)
パーティーなどで料理を出すビュッフェ業者など。
 - iii. 5620-1/03 : 簡易食堂 : プライベートな食品サービス (Cantinas - Serviços de Alimentação Privativos)
工場や学校、団体、公的機関の内部で関係者のみを対象に食品を提供するレストラン。なお次の業種は含まない。
 - iv. 5611-2/03 : 軽食堂および喫茶店 (As lanchonetes, casas de chá, de sucos e similares)
 - v. 5620-1/04 : 家庭消費向けを中心にした調理済み食品供給 (Fornecimento de Alimentos Preparados Preponderantemente para Consumo Domiciliar)
冷凍食品を含む家庭向けの食品配達サービス。
- d. フランチャイズに関連するもの
- 7740-3/00 : Gestão de Ativos Intangíveis Não-Financeiros (非金融無形資産の管理)
フランチャイズ、フランチャイジング、登録ロゴや商標などのライセンスを含む。

D. 法人名と登録商標の確認

希望する法人名が既に登記されていないか、各州の商業登記所 (Junta Comercial) で確認し、他社の権利を侵害しないようにする必要がある。サンパウロ市内での場合は、以下で確認できる。

- a. サンパウロ州商業登記所 (JUCEP - Junta Comercial do Estado de São Paulo) ⁵
- b. 登録商標は国立工業所有権院 (INPI - Instituto Nacional da Propriedade Industrial)

6

なお登記する法人名は、2002年 に制定された新民法の基準に基づき選定することになっており、法人の種類により制限がある。例えば有限会社の場合、×× Ltda. あるいは×× Limitada を付け加える必要がある。[Lei 10.406/2002=連邦]

また州商業登記所への登記により業態内では、その州内に限り排他的にその名称を使用することができるが、全国で排他的に商標を使用し保護を求める場合は、INPI に商標を登録する必要がある (詳しくはフランチャイズの項目を参照)。

3. 設立に必要な書類

法人設立にあたっては、以下の書類の取得または作成が求められる。

- a. 定款
- b. 店舗となる不動産の所在地の都市土地家屋税 (IPTU - Imposto sobre a propriedade predial e territorial urbana) 納税証明書のコピー
- c. 店舗となる不動産の住所証明書類 (Comprovante de endereço)
- d. 登記所に登録済みの不動産賃貸契約書 (賃貸する場合) あるいは所有証明書 (Registro de imóveis)
- e. 出資者全員の身分証 (RG - Registro Geral) または外国人登録証 (RNE - Registro nacional de estrangeiros) および納税者番号票 (CPF - Cadastro de Pessoas Físicas) のコピー。なお、出資者が日本企業の場合は日本で登記されていることを称する書類 (登記簿謄本の写しなど)。
- f. 出資者全員の住所証明書類 (Comprovante de endereço)

A. 定款の内容

以下の項目を盛り込んだ定款を作成し、商業登記所 (Junta Comercial) に登録する [Lei 10.406/2002=連邦]。

⁵ <https://www.jucesponline.sp.gov.br/>

⁶ <http://servicosonline.inpi.pt/pesquisas/main/marcas.jsp?lang=PT>

- a. 法人の種別
- b. 出資者
- c. 法人所在地
- d. 法人名
- e. 法人の事業活動の説明
- f. 資本
- g. 出資者間の出資比率
- h. 会社の有限責任の説明
- i. 総会の招集の規定
- j. 経営者の指名とその権限についての規定（会社定款とは別の附帯資料でもよい）
- k. 出資者の利益と損失の分配比率
- l. 出資者の排除または破産についての規定
- m. 持分の譲渡に関する規定
- n. 定款上に関する訴訟を扱う裁判所の指定
- o. 法人の存続期間

B. 全国法人登録台帳番号（CNPJ）の取得

法人の設立に向けて、全国法人登録台帳番号（Cadastro Nacional de Pessoa Jurídica : CNPJ）の番号の入った基本登録ドキュメント（Documento Basico de Entrada : DBE）を取得する必要がある。連邦収税局（Receita Fedral）のサイト上⁷で入力、プリントアウトしたDBEを州商業登記所へ提出する。

B店によると早期のCNPJ取得は重要で、それがないと法人名で建築資材や什器などを購入できない。またリフォームの計画書を市役所に提出できないなど開店準備に支障をきたすという。

C. 定款の登記

B. のDBEと定款を各州の商業登記所事務所（Junta Comercial）に提出して登記する。サンパウロ市でレストランを開設する場合は、届出先はサンパウロ州商業登記所（Junta Comercial do Estado de São Paulo : JUCESP）である。JUCESPへ届出を行い、受理されれば、自動的に連邦および州、市役所へ登記される。

登記が行われると全国法人登録台帳登記番号（CNPJ）を正式に取得でき、商品の販売に伴って発生する州税の商品サービス流通税（Imposto sobre Circulação de Mercadorias e Serviços : ICMS）の納税者登録が行われる。なお、ICMSの納税者登録には、公認会計士を

⁷ www.receita.fazenda.gov.br

地域審議会 (CRC - Conselho Regional de Contabilidade)、州財務局 (Secretaria da Fazenda) に通知する必要がある。さらに市税の納入について市納税者審議会 (CCM - Conselho de Contribuintes do Município) に登録する。

4. 店舗の確保

店舗の賃貸では、以下の2つのケースが考えられる。

A. 新規の賃貸

賃貸人 (不動産の所有者) から貸借人 (事業主) が新規に物件を借り受ける場合。

B店によると不動産契約は、まだ法人が登録されていない場合、後ほど法人名義に切り替えることを家主に伝えた上で、経営者の個人名で作成することもある。名義変更の時期は、リフォーム終了時期が目安という。

B. 名義変更による賃貸

すでに第三者に付与されている不動産の賃借権を、事業主がその貸借人から譲り受けて契約を引き継ぐ形で賃貸人 (不動産の所有者) から物件を借り受けること。この場合、事業主は既存の貸借人に使用权の委譲費 (ブラジルではポイント代 (Ponto) と呼ぶ) を支払うこともある。金額は賃借権の残存期間や立地条件、既存店の経営状況により異なる。

A店のオーナーによると賃借権の移譲は家主が認めなければならない。そして、場合によっては、家主もポイント代の一部の受け取りを求めるケースもあるという。

賃貸契約の最低期間は30日であるが、契約期間中であってもインフレ率をベースにした改定交渉が年1回行われるのが一般である。また契約満了を受けて更改する場合、通常、家賃の見直しがある。この時、不動産価格の上昇などを理由に家賃が実質値上げされる (インフレ率以上に大幅に引き上げられる) ことが多いが、これを回避するには長期契約を交わすことで、これを回避することができる。

5. 開店予定地での営業許可の確認

賃貸契約あるいは不動産を取得する前に、候補となる不動産の所在地でレストランの営業が可能かどうかを調べる必要がある。レストランの営業が許可される地区の区分けの基準は市ごとに異なり、サンパウロ市では市のオンライン営業ライセンスシステム⁸ (SLEA -

⁸ www.prefeitura.sp.gov.br/cidade/secretarias/subprefeituras/sp_mais_facil/slea/consulta_previa/index.php?p=9440

Sistema de Licenciamento Eletrônico de Atividades) で調べることができる。

さらにサンパウロ市では駐車場の確保ができるかどうかも条件とされており、レストランと同じ場所に設置することができない場合、200メートル以内の範囲で駐車場を確保すればいいことになっている。また駐車場業者と契約していて、操車係 (Manobristas) のサービスが用意されるなら、200メートル以上の距離があってもいいとされている [Lei Nº 13.885/2004=サンパウロ市]。

6. 建築、内装工事関連

サンパウロ市の場合、建築計画書 (Folha de desenho) をオンライン建設計画承認システム (Sistema de Aprovação Eletrônica de Projetos) ⁹に登録の後、申請、許可 (Alvará de Funcionamento) を受ける。この他、完工に当たってはサンパウロ市役所の工事完了証明 (Certificado de Conclusão) の交付¹⁰を受ける。設計、建築はブラジル技術規定協会 (Associação Brasileira de Normas Técnica : ABNT) が定める規定にしたがう。

物件を、レストランの店舗として利用するにはサンパウロ市の電子式事業活動ライセンス発行システム (Sistema de Licenciamento Eletrônico de Atividades : SLEA) ¹¹からライセンスの認証を受ける必要がある。

レストランの内装および外装は、サンパウロ市の場合、サンパウロ州保健局 (Secretaria de Saúde de Estado de São Paulo) の基準にしたがう。州保健局衛生監督センター (Centro de Vigilância Sanitária) では以下のような基準を設けている [Portaria CVS-6/99 (州保健局衛生監督センター規定) =サンパウロ州]。

- a. 食材の受け取りと保管に独立したエリアを確保すること。食材の保存場所は床上25cm以上の段差 (基礎) を必要とする。
- b. 調理専用の調理場を確保すること。
- c. 調理器具を衛生的に保管するための専用エリアを確保すること。
- d. 男女別の従業員用のトイレを設置すること。
- e. 男女別の更衣場を設置すること (個人用ロッカーおよびシャワールームを設置することが望ましい)。
- f. 従業員専用の手洗い場を設置すること。
- g. 男女別の利用客用のトイレを設置すること。
- h. 内装や、什器は平滑で明るい色を使用し衛生管理を容易にすること。
- i. 均一な照明があり、換気が行き届いていること。

⁹ http://www.prefeitura.sp.gov.br/cidade/secretarias/subprefeituras/sp_mais_facil/slc/aprovacao_de_projeto_s/index.php?p=45366

¹⁰ http://www.prefeitura.sp.gov.br/cidade/secretarias/subprefeituras/pracas_de_atendimento/index.php?p=14395

¹¹ http://www.prefeitura.sp.gov.br/cidade/secretarias/subprefeituras/sp_mais_facil/slea/

この他、国家衛生監督庁 (Agência Nacional de Vigilância Sanitária : ANVISA)、保健省 (Ministério da Saúde)、サンパウロ市では保健監視調整局 (Coordenação de Vigilância em Saúde : COVISA) の規定も満たす必要がある [Lei 13.725/2004=サンパウロ市] [RESOLUÇÃO - RDC N° 216/2004=連邦] [Portaria n° 1428/MS=連邦] および [Portaria SVS/MS N° 326=連邦]。

B店の場合は、(改装工事を急ぐために) 実際に内装工事を行いつつ営業許可 (Alvará de Funcionamento) を申請したという。レストランの設計に改善命令がなければ1週間程度で営業許可が出る (実際は、ケースバイケースのことが多い)。営業許可が出やすいのは、同一の不動産で既に他の事業者が営業許可を取得したことがある物件である。この場合は法改正により条件が大きく変更されない限り、間取りを変更していなければ審査が簡単になるという。

A店のオーナーは、市役所が設計を承認するまでに数年を要することがあり、この承認を待っている間は事業が進まないという。このため、申請と並行して店舗の建設や改装に取り掛かることが多く、工事の完成後に市役所から意見が付くことがある。また営業開始後に設計の認可がでることもあるという。また店舗の大幅な改修あるいは新築の場合は設計士 (Arquiteto=見取り図などの作成) に加えて建築技師 (Engenheiro=建築構造の作成) との契約が不可欠で、一方、建物の構造を変更しない簡単な改修の場合は設計士のみで対応できるという。

7. 衛生関係の規制

サンパウロ市内でレストランを開店する場合、連邦政府・州政府・サンパウロ市役所の衛生関係の規制すべてを満たす必要がある。

連邦政府の規定は、国家衛生監督庁 (ANVISA) が定めるが、全国的な規定を示すのみであり、レストランのような食品を取り扱う企業は、州または連邦区、市の衛生当局の許認可も受ける。

ANVISAによる主な衛生基準は以下のような内容である。

- a. 飲料水の利用 貯水タンクの設置義務
- b. 害虫対策
- c. 個人の衛生管理とユニフォームの着用
- d. 従業員の所作に対する衛生管理
- e. 室内環境の衛生管理
- f. 食品部門の製造、調理、サービスに関するマニュアルの策定

g. 店舗で導入する統一運用マニュアルの策定

州政府レベルでは、店舗の設計やレイアウトなどを中心に、州保健局衛生監督センター（Centro de Vigilância Sanitária : CVS）が基準を設けている。[CVS-6/1999=サンパウロ州]

調理については、国家衛生監督庁（ANVISA）が技術責任者（Responsável Técnico）の任命、各州の衛生当局への登録、および責任者に対する調理者講習の受講義務といった条件を定めている[Resolução RDC Nº 216/2004=連邦]。サンパウロ州の場合、サンパウロ州衛生システム（Sistema Estadual de Vigilância Sanitária : SEVISA）¹²に調理責任者を登録する。

市レベルでは、保健監視調整局（Coordenação de Vigilância em Saúde : COVISA）の認定手続きである市衛生登録（Cadastro Municipal de Vigilância em Saúde : CMVS）が必要で、申請用紙に記入の上で、窓口へ提出する。[Lei 13.725/2004=サンパウロ市]

その手続を経て州衛生局と市衛生局の営業許可書（Alvará de Funcionamento）を得る必要がある。この営業許可書は、求められる項目の多さと、申請してから査察、発行までに多くの時間がかかることから、外食業界では問題視されている（『Folha de S.Paulo』2013年5月13日）¹³。

なおレストランの衛生管理についての規制は多数の法規にまたがるため、もし疑問が生じた場合は、その都度、国家衛生監督庁（ANVISA）や州保健局や市の担当部署に問い合わせることが望ましい。

また開店後にも不定期に立ち入り検査が行われるが、衛生面についてはとくに厳しく、営業停止を含む処置がとられることがあるので注意が必要である。

B店によると衛生検査は開店までは文書審査のみで、実際に当局者が足を運ぶことはないという。開店後、告発その他の理由で検査が実施され、違反が見つかった場合には罰金が課される（裁判所に対して異議申し立てをすることは可能）。反対に検査の結果、店舗（レストラン）側が基準を満たしていたとしても、具体的にどのような基準を満たしていたかといった証明書は発行されないという。また食材の賞味期限切れの場合にはとくに厳しい処置がとられる。オーナーの話によると食材に賞味期限の表示がなかった場合は期限切れと扱われ、問題のない在庫品もいっしょに押収されるケースもあり、最悪の場合は責任者の逮捕に発展するリスクもあるという。

A店では、テーブルの上に置いている醤油差しに賞味期限が表記されていないという指摘を受けたこともあるという。

¹² http://www.cvs.saude.sp.gov.br/apresentacao.asp?te_codigo=36

¹³ <http://www1.folha.uol.com.br/fsp/mercado/42545-8-em-cada-10-restaurantes-nao-tem-alvara.shtml>

8. 消防署関係

開店前に消防署から店舗の火災対策についての認定証 (Laudo do Corpo de Bombeiros) の交付を受ける。サンパウロ州消防署 (Corpo de Bombeiros e Polícia Militar do Estado de São Paulo : CBMPMESP) の場合、CBMPMESP が定める火災対策基準、CBMPMESP 技術指導要綱 (Instruções Técnicas)、ABNT が定める規定補足規定 (連邦・州・市) のような基準¹⁴に則して判断される。

主なポイントは、以下のとおりである。

- a. 建物やリスクエリアへの車両のアクセス
- b. 建物の構造的安全性
- c. 壁材等の仕上げ部材
- d. 非常口
- e. 非常灯
- f. 火災検知器・警報
- g. 消火器・消火栓
- h. スプリンクラー
- i. 避雷針

開店後は定期的に消防検査合格証 (Auto de Vistoria do Corpo de Bombeiros : AVCB) をサンパウロの場合は2年一度取得する (州によって有効期間は異なる)。AVCB は軍警消防署が不動産、あるいは物件ごとに発行する火災への設備等の安全対策が行われていることを証明する認証であり、提出している設計図の通りに防火設備が設置されているかを立ち入り検査で調べた上で発行される。さらに次の場合にも再取得および定期的な更新が義務付けられる。

- a. 建設およびリフォーム時
- b. 入居者あるいは利用目的の変更時
- c. 床面積の変更時
- d. 一時的な建屋 (サーカスのテントやイベント等) を作る時

¹⁴ http://www.corpodebombeiros.sp.gov.br/seguranca_incendio/regularizar.htm

B店では、リフォームが終わると専門家を呼んで、消火器や非常灯、非常時の案内用掲示板などの設置に関するオリエンテーションを受けたという。消火器販売会社などが指導する場合もあるという。また同店のオーナーが他店でマネージャーをしていたとき消火器等の指示プレートが未掲示だということで、消費者保護財団 (Fundação de Proteção e Defesa do Consumidor : PROCON) から罰金を受けたことがあるという。この時はプレートを設置した場所が所定よりも低い位置にあっただけで、実際には掲示されていたため、裁判に訴え、罰金を撤回させている。

9. 電気・ガス・水道

各インフラの供給を受けるために関係各社に申し込む。サンパウロ市内でレストランを開店する場合は次のところに申し込む。

水道：

サンパウロ州基礎衛生公社 (Companhia de Saneamento Básico do Estado de São Paulo S.A : SABESP)

電話：0800-011-9911

電気：

AES エレトロパウロ (AES Eletropaulo)

最寄りの窓口で必要書類を提出して契約する。

ガス：

サンパウロガス公社 (Companhia de Gás de São Paulo : COMGÁS)

電話：0800-011-0197

10. 看板

市によって屋外の看板に規制がある。サンパウロ市の場合は、「綺麗な都市」(Cidade Limpa) と一般的に呼ばれる法律で規制されている。これによると正面入り口部分上に限り、最大でファサードの横幅で、単一の看板が認められる。ただし、間口 10 メートル以下の建物の場合は、看板の横幅が最大で 1.5 メートルとなる。[Lei nº 14.223/2006=サンパウロ市]、[Decreto regulamentador nº 47.950/2006=サンパウロ市]

B店のオーナーは消火器の場合と同様に、看板の施工業者が規制について詳しいので、相談した方がいいという。この他の規制もオーナーがすべてを抱え込んで理解しようとするのではなく、よく打ち合わせを行った上で業者に任せて進める方がうまくいくことが多いとアドバイスする。

II. 店舗運営

1. 雇用

A. 労働法

労働関係の規制は、憲法および統合労働法（CLT - Consolidação das Leis do Trabalho）¹⁵で定められており、それによって従業員を雇用しなければならない。それ以外に業界労組との協定によって最低賃金やその他の労働条件が定められている場合もある。
[Decreto-Lei N.º 5.452/1943]

B. 雇用と組合

レストランを運営するにあたり、事業主側と雇用者側の組合が関連してくる。経営者側は事業主組合に加盟することが義務付けられている。サンパウロ市の場合は「サンパウロ・ホテルおよびレストラン、バーおよびこれに類する事業主組合」（Sindicato de Hotéis, Restaurantes, Bares e Similares de São Paulo : SINHORES）がある。また従業員側の組合は各種外食産業、ホテルなどの従業員を包括する組合 Sinthoresp¹⁶がある。[CLT artigos 578]

レストランの場合、従業員の賃金は連邦政府と州政府、さらに労組が示す最低賃金にしたがう。

A店によると労組が定義する業界の最低賃金は、958 レアル（2014年10月現在、連邦政府が定める最低給料は724 レアル）で、これにチップ（サービス料）を上乗せして払っている。皿を洗うしかできない従業員を入れてもこの賃金だが、それでも従業員の側の不満は強い。このため、従業員を確保するため常に最低賃金を上回る給与を払っているという。

C. チップ

ブラジルではもともと、チップに関する決まりはなくまた常に払うことが社会的な通念にもなっていない。しかし、社会的な合意がない中で、店側が自動的に飲食費に10%のサービス料を上乗せすることが常態化しており、消費者との間だけでなく労使間でも軋轢を生んでいる。

この件は全国的には、CLT N° 5.452（1943年5月1日施行）を改正する Lei N° 57/2010 で規定される予定だったが、下院では2013年5月に承認されたものの、同年8月に採決する予定だった上院で、2014年11月時点でも審議中の状態である。

上記のように、現時点において法令ではサービス料の扱いは明確に規定されていない。

¹⁵ 概略は『ブラジルの投資環境』（国際協力銀行 2013年）などを参照。

http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/inv-report_ja/2011/07/2979/jbic_RIJ_2011004.pdf

¹⁶ 正式名は「Sindicato dos Trabalhadores em Hotéis, Apart-Hotéis, Motéis, Flats, Pensões, Hospedarias, Pousadas, Restaurantes, Churrascarias, Cantinas, Pizzarias, Bares, Lanchonetes, Sorveterias, Confeitarias, Docerias, Buffets, Fast-Foods e Assemelhados de São Paulo e Região」

このためサービスに不満がある場合に消費者は、支払いを拒否することも可能である。

さらに顧客からサービス料の名目で受け取った金額の分配方法を巡っては労使の利害が対立している。会計上、サービス料を上乗せして受け取るということは、実質売上の 10% 増加であり、雇用主にとっては、それに伴って税金や社会負担金が増加する。そのため、もし全額を従業員に分配すると結果的にその税金分、税引き後の利益がマイナスになる。しかし、労組は「チップ」という性格のものである以上、PLR (Programa de Participação nos Lucros e Resultados=従業員への利益と成果の分配、従業員の働きに伴う成果報酬) として全額を分配するよう求めている。

ちなみに上記の法案第 57/2010 号は、売上の 10%をサービス料と規定し、店が受け取ったサービス料のうち 20%を事業主が租税および負担金として取り、残り 80%を PLR として従業員に分配することを義務付ける内容になっている。

A店よると 10%のサービス料について全額を従業員に支払うように労組から話があったという。しかし、チップについてはまだ実際に法制化されていないため、この 10% の内の一部を従業員に支払っている。額は毎月一定にしており、実入りの良かった月と悪かった月を平準化している。チップについては、伝票が電子化される以前は税金がかからなかったという。しかし、現在でカード払いがほとんどで、サービス料も含めた総額で売上传票 (Nota fiscal) が作成されるため、事実上の売上の増加になってしまう。その結果、税負担もこれに伴って増加している。加えて、労組側は、チップとして (給与とは別に) 従業員に渡すのではなく、給与明細に計上することを求めている。このためサービス料をとらないという選択もあるが、手取りが減れば、従業員の流出にもつながるため、踏み切れないと打ち明ける。

一方、B店のオーナーは現在の店ではサービス料をとっていないが、他店でマネージャーをしていたときは、お客から受け取ったサービス料の 20%をレストランの売上に算入し、残りを従業員の役割に応じて分配していたという。この場合、当然月ごとに分配される金額が異なる。

2. 廃棄物

ブラジル国内では、ゴミ収集は市役所の事業となっており、レストランは市が定める方法、曜日、時間に従ってゴミ出しをする必要がある。サンパウロ市の場合はウェブサイト住所を入力することで、ゴミ出しの時間等が分かるようになっている¹⁷。サンパウロ市では 1 日 100 リットルまでが無料で、それ以上になる場合は、自己負担で専門業者を呼ばなければならない [Lei 13.478/2002=サンパウロ市]。

¹⁷ http://www.prefeitura.sp.gov.br/cidade/secretarias/servicos/coleta_de_lixo/index.php?p=4634

B 店によると市が厳密にゴミの量を計測しているわけではないが、場合によっては、ゴミの量が多すぎるとして罰金を受けることがある。罰金は初犯で、およそ 1 最低給から 2 最低給のようだが、繰り返し大量の規定以上のゴミを出した場合、最低給の 10 倍などと多額の罰金を受けることもあるようだ。規定以上のゴミを出す場合は、回収業者と契約してゴミを引き取ってもらう必要があり、毎月 500 レアルを支払っている事業者もあるという。

3. 店内での喫煙およびアルコール飲料の販売

A. 禁煙法

サンパウロ州のレストランの場合、州法で喫煙に関する規定を設けており、その規制を受ける。具体的には、バーやレストラン、ホテルなどの公共の閉鎖空間（屋内だけでなく、屋根がある場所で三方に壁のあるテラスのような場所も含まれる）での喫煙が禁止されている。ちなみに喫煙が認められるのは、自宅、開放空間、公道、喫煙所、宗教行事に喫煙が含まれる場合の特定の場所に限られている [Lei n° 13.541/2009 = サンパウロ州]。

立ち入り検査は州保健局と消費者保護センター (Programa de Proteção e Defesa do Consumidor : PROCON) が行う。レストランなど特定の営業エリアの場合、罰金は喫煙者ではなくその場所を運営する事業主に課徴されるため、注意が必要である。

B. アルコール飲料

アルコール飲料の販売には、例えば米国のようなりカーライセンスは存在せず、誰でも販売することが出来る。ただし未成年者 (18 歳未満) への販売が禁じられている。違反の場合は喫煙の場合と同様に店側に罰金が課される [Lei n° 14.592/2011 = サンパウロ州]。

立ち入り検査は州保健局と消費者保護センター (PROCON) によって行われる。

また選挙の投票日にはアルコール飲料の販売が禁止される (連邦選挙法ではなく各州の公安局が条例で規制、禁止しない州もある)。

III. フランチャイズ

1. フランチャイズについての規制

フランチャイズは、ノウハウとブランドの使用を第三者に認める、雇用関係を伴わない契約である。

セントラルキッチンを設け、加盟店に配送するモデルの場合は、セントラルキッチンは食品メーカーとしてレストランとは別に登録しなければならない。食品メーカーは連邦レベルで国家衛生監督庁（ANVISA）、州レベルで州保健局衛生監督センター（Centro de Vigilância Sanitária de Secretaria de Estado e da Saúde : CVS）、市レベルでは保健監視調整局（Coordenação de Vigilância em Saúde : COVISA）の規制を受ける [Portaria SVS/MS Nº 326/1997=連邦] [Resolução RDC nº 275, /2002=連邦]。

フランチャイザー（以下、本部）とフランチャイジー（以下、加盟店）間の規定で重要なのは、契約への署名あるいは支払いのいずれかの 10 日以上前に、本部は加盟希望者にフランチャイズ募集要項（Circular de Oferta de Franquia : COF）を呈示する義務があることである¹⁸。COF は契約書に準ずるもので、通常、フランチャイズ企業専門のコンサルタントなどのサポートによって作成される。この COF で本部は、以下のような情報を呈示する必要がある。 [Lei No 8.955/1994=連邦]

- a. 本部データ（会社名、CNPJ、商品名、住所等）
- b. 過去 2 年の本部の財務諸表
- c. 係争中の訴訟（本部および親会社）
- d. 国立工業所有権院（Instituto Nacional da Propriedade Industrial : INPI）に登録された特許および登録商標
- e. 本部が提供する活動の概要
- f. 本部が業務上、直接関与する項目
- g. 初期投資の金額
- h. ロイヤルティおよびフランチャイズ料、その他の広告費の負担額
- i. 支払条件
- j. 定期的に発生する手数料
- k. 過去 12 カ月に契約した加盟店のリスト（氏名、住所、電話番号）
- l. 加盟店に対し独占権的使用・営業を保証する範囲（知的財産および土地その他）
- m. 本部から加盟店に提供するもの。販売チェーンの監督と指導、訓練、支援、店舗のレイアウトや建築基準など
- n. 契約満了後の対応。契約を終了した加盟店が競合する企業活動を展開するのを禁止する項目。その他本部が禁止する具体的な情報の提示。
- o. 契約書のモデルおよび附属書。

¹⁸ COF についてはブラジル零細・小企業支援サービス機関（SEBRAE - Serviço Brasileiro de Apoio às Micro e Pequenas Empresas）の次のウェブページがわかりやすい。

<http://www.sebrae.com.br/sites/PortalSebrae/artigos/A-Circular-de-Oferta-de-Franquia>

C社によると、面接、社内での審査という段階を経た上で候補会社に渡すという。COFは「マニュアル」という性格ではなく、コンフィデンシャルとして扱われ、法的効力もあるという。

なお、フランチャイズと類似のものにライセンスがある。ライセンスとフランチャイズの大きな違いは、ライセンスが「ブランドと製品、その他の産業財産権の使用を法律に基づき第三者に認める」ことで、フランチャイズと異なり経営のノウハウなどが含まれないことである。[Lei 9, 279/1996=連邦]

2. 本部会社設立の際の留意点

法人設立の手続きは基本的に一般の企業と同様であるが、商標の登録と契約書の作成、登録に注意する必要がある。

A. 商標の登録

本部会社の設立については、一般の法人設立と同じ手順を踏むが、フランチャイズの場合はとくに商標の国立工業所有権院（Instituto Nacional da Propriedade Industrial：INPI）への登録¹⁹について留意する必要がある²⁰。

まず登録しようとする商標と同じものが INPI にすでに登録されていないか確認する必要がある。これは INPI のサイト上で直接確認²¹できるが、特許事務所を通じてもできる。

次に登録する商標と業種を決定する。ブラジルは WIPO（世界知的所有権機関）のニース協定（NICE）に署名しているので、カテゴリーはそれにしたがう。45 の業種が存在し、この内 34 が製造業、11 がサービス業である²²。将来的に複数の業種にまたがる場合もあるので選択には注意を要する。

登録形態は次の 3 つに分けられる。

- a. Marca Nominativa - ブランドが「言語」だけで構成される場合。
- b. Marca Mista - ブランドが「言語」および「文字」、「色」、「シンボルマーク」で構成される場合。

¹⁹ INPI の公式ガイドは次のウェブページ

http://www.inpi.gov.br/portal/artigo/guia_basico_contratos_de_tecnologia

²⁰ ブラジル・フランチャイズ協会（ABF - Associação Brasileira de Franchising）商標についてのマニュアルは次のウェブページ

http://www.portaldofranchising.com.br/central/Content/UploadedFiles/Arquivos/PDFs/Cartilha_Propriedade_Intelectual.pdf

²¹ 検索は INPI の次のウェブページでできる。

<https://gru.inpi.gov.br/pPI/servlet/LoginController?action=Login&BasePesquisa=Marcas>

²² カテゴリーの詳細は次のウェブページ

http://www.inpi.gov.br/portal/artigo/classificacao_marcas

c. Marca Figurativa - ブランドが「1つ以上のシンボルマーク」で構成される場合

B. 契約書の作成と登録

本部と加盟店で交わす契約書を作成する。契約の柱は、フランチャイズ募集要項 (Circular de Oferta de Franqui : COF) である。COF の内容に基づいて慎重に作成する必要がある。

さらに、本部・加盟店間の契約書を Inpi に登録²³することが推奨されている ([Lei No 8.955/1994])。契約書の登録がされていない場合、ロイヤルティの支払いについて税務局と見解の相違がでること、海外へのロイヤルティ送金ができないなどのリスクがあると専門家の間で指摘されている²⁴。

C. 加盟店協会 (Associação de Franqueados)

特定のフランチャイズの加盟店を会員として、非営利団体の加盟店協会 (Associação de Franqueados) が設立されることがある。これは加盟店側が売上中の一定の割合を負担する広告費の適切な使用その他の件について本部側と話し合うためのものである。

C 社によると加盟店協会の目的の一つは広告費の扱いである。同社の場合、広告費は加盟店協会に払い込まれ、本部がその資金を使ってキャンペーンを行っている。こうした仕組みをとるのは税金対策と広告活動の透明化であるという。

D. 外資のフランチャイズがブラジルに進出するときの留意点

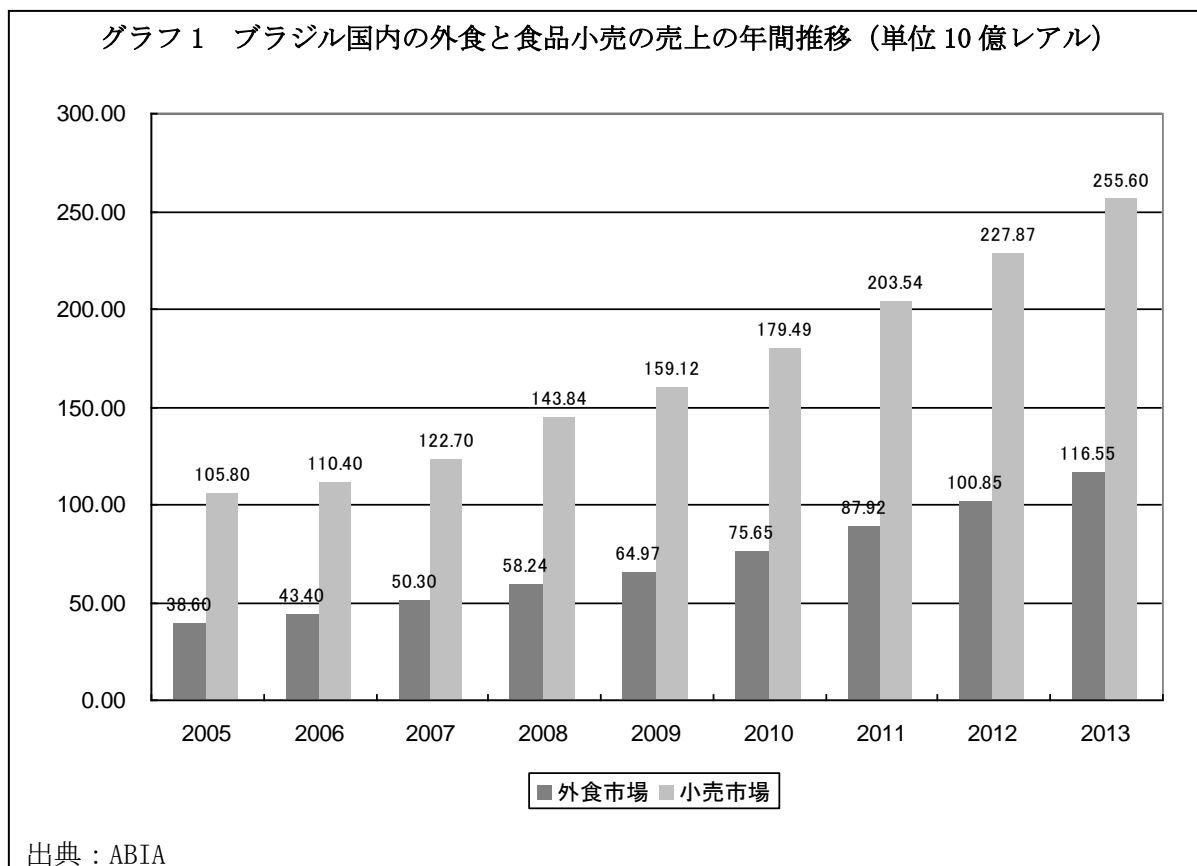
C 社の共同経営者の一人に日本の外食関係のフランチャイズがブラジルに進出するとき注意すべき点を聞いた。ブラジルはマーケットが大きくポテンシャルがあり魅力的だが、税金関係が非常に複雑になっている。したがってマーケットの調査と同時に税金の仕組みについて、詳しく調べて研究して計画する必要がある。失敗やリスクを避けてスタートさせる早道は、すでに実績をもっているブラジルの会社とパートナーシップを結んだり、ジョイントベンチャーを設立することである。

²³ http://www.inpi.gov.br/portal/artigo/guia_basico_contratos_de_tecnologia

²⁴ <http://www.conjur.com.br/2012-set-24/everton-andrade-averbar-contrato-franquia-inpi-evita-surpresas>

IV. マーケット情報

ブラジルの外食市場は、2002年からはじまった経済成長に伴って、大きく成長してきた。これは国民の実質所得の増大により購買力が増した結果であり、また人手不足の結果、企業に義務付けられている従業員の食事負担金 (Tiquete de refeição) の恩恵を受ける正規雇用者が増えたことも影響している。なお食事負担金は社内食堂を持たない企業が従業員用に特定の店で昼食をとれるように発行 (現在はほとんどカード形式) するものである。



1. 市場規模

外食市場の規模はブラジル食品メーカー協会 (Associação Brasileira das Indústrias da Alimentação : ABIA) によると、2005年の386億レアルから2013年の1,165億5,000万レアルへと8年間で約3倍に急成長している。一方、食品の小売は同期間に2.4倍なので、それを上回る成長であり、外食の増加はブラジル人全体の生活レベル改善と豪華化を表す象徴となっている。

2. 外食への支出

外食市場の成長はブラジル地理統計院 (Instituto Brasileiro de Geografia e

Estadística : IBGE) の家計調査からもわかる。表 1 は全国で行われた家計調査の結果で、食品全体の支出額と、そのうちの外食 (Alimentação fora do domicílio) の支出額である。

2003-2004 年の調査では、食品全体に占める外食の割合は 24% だったが、2008-2009 年の調査では、それが 31% に増えている。現在行われている 2014-2015 年の調査ではさらに、割合は増えているものと予想される。

また所得層別に見ると、2008-2009 年の調査では、1 カ月の家計所得が 1 万 375 レアル以上の高所得者層では、外食費の占める割合が約 50%、6,225 レアル以上 1 万 375 レアル未満の中所得者層でも 40% を超えており、旺盛な需要を示している。日本食レストランの単価は、一般に高く、この層が主なターゲットとなっている。

表 1 ブラジルの家庭の所得層別の食品支出 (月額)

2003-2004 年

	全体	400 未満	400 以上 600 未満	600 以上 1,000 未満	1,000 以上 1,200 未満	1,200 以上 1,600 未満	1,600 以上 2,000 未満	2,000 以上 3,000 未満	3,000 以上 4,000 未満	4,000 以上
食費全体	304.12	148.59	195.85	234.26	282.12	312.33	359.76	397.94	474.54	662.72
外食	73.14	17.55	26.48	38.77	57.86	67.89	81.06	106.73	154.27	245.56
外食割合	24.0%	11.8%	13.5%	16.5%	20.5%	21.7%	22.5%	26.8%	32.5%	37.1%

2008-2009 年

	全体	830 まで	830 以上 1,245 未満	1,245 以上 2,490 未満	2,490 以上 4,150 未満	4,150 以上 6,225 未満	6,225 以上 10,375 未満	10,375 以上
食費全体	421.72	207.15	279.02	378.83	522.66	655.45	842.79	1198.14
外食	131.33	35.72	57.99	99	170.87	238.29	355.93	590.09
外食割合	31.1%	17.2%	20.8%	26.1%	32.7%	36.4%	42.2%	49.3%

(単位: R\$)

出典: IBGE (Pesquisa de Orçamentos Familiares 2003-2004 / 2008-2009)

3. 食品分野のフランチャイズ市場

食品関係のフランチャイズ市場は2002年にはじまったブラジルの経済成長に伴って急成長してきている。表2とグラフ3は食品関係の本部と加盟店の数の推移であるが、本部数は2001年の113社から2012年の573社へと5倍に増加している。

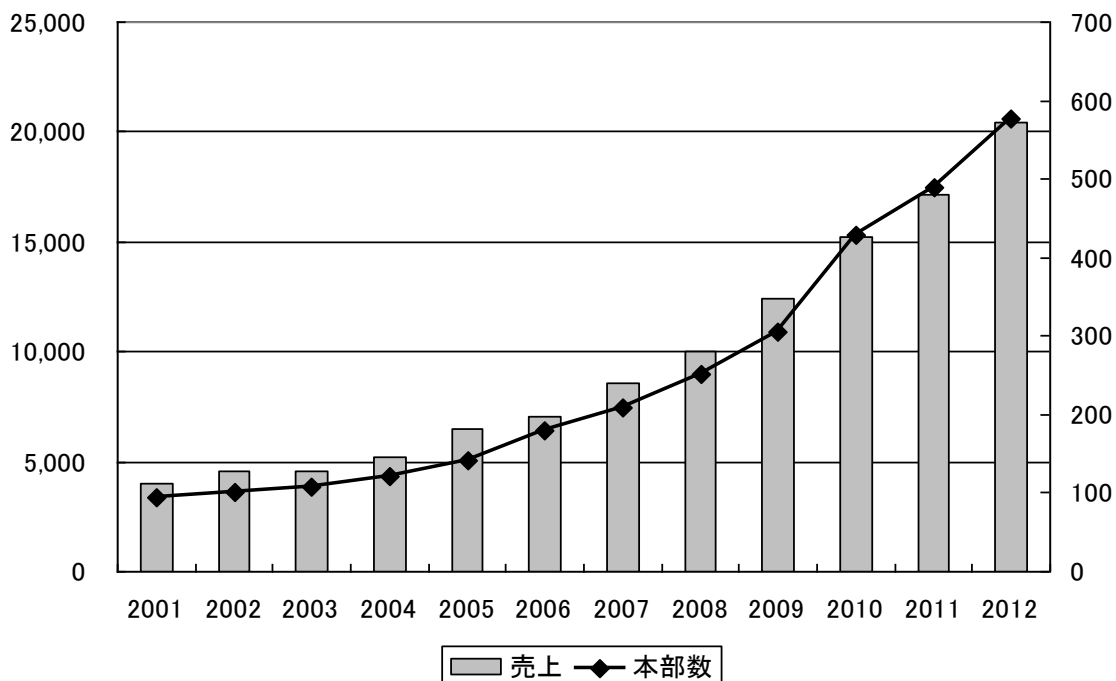
表2 食品関係フランチャイズの本部数と加盟店数の推移

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
本部数	113	127	128	145	182	197	241	280	348	427	481	573
売上(10億R\$)	3,333	3,633	3,858	4,359	5,073	6,390	7,476	8,971	10,929	15,288	17,499	20,576

出典：ABF / SEBRAE ウェブサイトから

<http://www.sebraemercados.com.br/crescimento-e-diversificacao-das-franquias-de-alimentacao/>

グラフ3 食品関係フランチャイズの本部数と加盟店数の推移



出典：同上

表3 2013年の分野別の売上、本部数、加盟店数

分野	売上(10億R\$)		本部数		加盟店数	
	2013	シェア	2013	シェア	2013	シェア
スポーツ、健康、美容、レジャー	22,138	19.2%	508	18.8%	21,642	18.9%
ホテル、観光	6,688	5.8%	41	1.5%	2,001	1.7%
アクセサリ、靴	7,364	6.4%	191	7.1%	6,368	5.6%
教育、研修	7,593	6.6%	284	10.5%	13,742	12.0%
食品	23,999	20.8%	637	23.6%	20,041	17.5%
通信、コンピュータ、電気製品	1,827	1.6%	118	4.4%	2,921	2.6%
家具、デコレーション	6,265	5.4%	144	5.3%	5,079	4.4%
服飾	9,393	8.1%	311	11.5%	7,818	6.8%
車関係	4,123	3.6%	108	4.0%	6,652	5.8%
清掃、保全	1,073	0.9%	89	3.3%	3,334	2.9%
商売、サービスその他	25,120	21.7%	272	10.1%	24,811	21.7%
全体	115,582	100.0%	2,703	100.0%	114,409	100.0%

出典：ABF（Guia Oficial de Franquias 2014）

表3は分野別の2012年と2013年の売上、本部数、加盟店数である（ABF調べ）。2013年の食品の分野の売上は約240億リアルでフランチャイズ市場全体のシェアの20%で、重要なポジションを占めている。本部数では24%、加盟店数では18%である。

4. 食品分野のフランチャイズの大手本部

A. ブラジルの食品分野の大手本部²⁵

a. McDonald's

ハンバーガーチェーン。1979年にブラジル進出。現在1,756店舗を展開する。フランチャイジーの初期投資は250万リアルから。

b. Cacau Show

チョコレート専門小売チェーン。1988年設立。1,612店舗を展開する。2013年にホールディング会社化し社名をCacvau Parに改めた。初期投資は6万から9万リアル。加盟

²⁵ ABFウェブサイト参照。<http://www.portaldofranchising.com.br>

料は 3 万リアル。初期投資の回収期間は 18～24 カ月。

c. Subway

サンドイッチチェーン。1974 年にブラジル進出。現在、1,670 店舗（直営店を含む）。初期投資は 27 万から 50 万リアル。加盟料は 1 万 2,500 から 2 万 5,000 レアル。初期投資の回収期間は 24～36 カ月。

d. Bob's

ハンバーガーチェーン。1 号店はリオデジャネイロ市に 1952 年にオープン。現在、624 店舗（直営店を含む）。初期投資は 52 万から 120 万リアル。加盟料は 7 万リアル。初期投資の回収期間は 36～48 カ月。

e. Domino's Pizza

ピザチェーン。1960 年創業。現在、102 店舗（直営店を含む）。初期投資は 57 万から 70 万リアル。加盟料は 6 万から 8 万リアル。初期投資の回収期間は 30～36 カ月。

B. 日本食、中華料理関係では次のような本部がある。

a. China In Box

中華料理チェーン。1992 年設立。店舗数 159（直営店を含む）。初期投資は 45 万～60 万リアル。加盟料は 5 万リアル。月間の平均売上 12 万リアル。投資の回収期間は 36～48 カ月。

b. Koni Store

手巻き寿司専門店。2006 年設立。初期投資は 38 万 5000 から 50 万リアル。店舗数 84（直営店を含む）。加盟料 6 万～8 万リアル。月間平均の売上 12 万 5,000 レアル。初期投資回収期間は 36 カ月。

c. Gendai

日本食チェーン。1992 年設立。店舗数 63（直営店を含む）初期投資額 45 万から 50 万リアル。加盟料 5 万リアル。月間の売上は平均で 16 万リアル。初期投資回収期間は 30～36 カ月。

V. その他関連情報

1. 主な日本食材・資材の調達先

A. Zendai Ltda.

日本製の食品、調理器具などの輸入販売。

R. Samambaia, 424 - Bq. Da Saude - Sao Paulo - SP - CEP04136-110

TEL : 55-11-2577-1990

www.zendai.com.br

B. Yamato Comerical Ltda.

日本製の食品、調理器具、機材などの輸入販売。米国のカリフォルニア米も扱っている。

R. Joaquim Távora, 302 - Vila Mariana - São Paulo - SP - Brasil CEP04015-010

Tel. : 55-11-5575-1834

Fax: 55-11-5575-9986

www.yamato.com.br

C. Tradbras

日本製食品の輸入販売

R. Coronel Francisco Inacio, 189H - Ipiranga - São Paulo - SP - CEP04286-000

Tel./Fax: 55-11-3229-6455

www.tradbras.com.br

D. Indústria Agrícola Tozan Ltda.

キリンビールが資本参加している食品メーカー。主な製品は日本酒、料理酒、醤油、米酢など。業務用も扱っている。

Av. Paulista, 1274, 13^o andar. Cj.33 - São Paulo - SP - CEP 01310-925

Tel. : 55-11-3283-0733

Fax: 55-11-3288-5908

E. Agro Nippo Produtos Alimentícios Ltda

日本食品メーカー。豆腐、練り物、豆乳、コンニャク、油揚げなど。

Rua Baumann, 1395 - Vila Leopoldina, São Paulo - SP - CEP05318-000

Tel. : 55-11-3835-8560

www.agronippo.com.br

F. Sakura Nakaya Alimentos Ltda.

ブラジル最大の醤油メーカー。各種醤油、味噌、ソースなど調味料全般。業務用も扱っている。

Sakura Nakaya Alimentos Ltda

Rua Ordenações, 156 - São Paulo - SP - CEP03446-030

2. 問い合わせ・参照先

A. 連邦収税局 (Rceita Federal)

www.receita.fazenda.gov.br

B. 国家商業登記局

DNRC - Departamento Nacional de Registro do Comércio

www.facil.dnrc.gov.br/

C. 国立工業所有権院 (Inpi - Instituto Nacional da Propriedade Industrial)

www.inpi.gov.br

同院商標検索

servicosonline.inpi.pt/pesquisas/main/marcas.jsp?lang=PT

D. 国家衛生監督庁 (ANVISA - Agência Nacional de Vigilância Sanitária)

<http://portal.anvisa.gov.br/wps/portal/anvisa/home>

E. 保健省 (Ministério da Saúde)

portalsaude.saude.gov.br

F. サンパウロ州商業登記所 (Jucesp - Junta Comercial do Estado de São Paulo)

www.institucional.jucesp.sp.gov.br/

G. ブラジル地理統計院 (Ibge - Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística)

企業カテゴリー検索

Comissão Nacional de Classificação

www.cnae.ibge.gov.br

- H. サンパウロ州財務局
www.fazenda.sp.gov.br
- I. サンパウロ州保健局 (Secretaria de Saúde de Estado de São Paulo)
www.saude.sp.gov.br
- J. サンパウロ州保健局衛生監督センター (Centro de Vigilância Sanitária)
www.cvs.saude.sp.gov.br/
- K. サンパウロ州消防署 (CBPMESP - Corpo de Bombeiros e Polícia Militar do Estado de São Paulo)
www.corpodebombeiros.sp.gov.br
- L. サンパウロ市の地区別の営業ライセンス検索
営業ライセンスシステム (SELSA - Sistema de Licenciamento Eletrônico de Atividades)
www3.prefeitura.sp.gov.br/spmf_alf_cons/Forms/frmConsultaPreliminar.aspx
- M. サンパウロ市保健局 (Secretaria Municipal da Saúde - Prefeitura de São Paulo)
www.prefeitura.sp.gov.br/cidade/secretarias/saude
- N. サンパウロ市保健監視調整局 (COVISA - Coordenação de Vigilância em Saúde)
www.prefeitura.sp.gov.br/cidade/secretarias/saude/vigilancia_em_saude/organizacao/index.php?p=3363
- O. サンパウロ州基礎衛生公社 (Sabesp - Companhia de Saneamento Básico do Estado de São Paulo S.A)
site.sabesp.com.br
- P. AES エレトロパウロ
www.aeseletropaulo.com.br
- Q. サンパウロガス公社 (Comgás - Companhia de Gás de São Paulo)
www.comgas.com.br

- R. サンパウロ・ホテルおよびレストラン、バーおよびこれに類する事業主組合」(SINHORES - Sindicato de Hotéis, Restaurantes, Bares e Similares de São Paulo)
www.sinhores-sp.com.br
- S. サンパウロ外食関係従業員組合 (Sinthoresp - Sindicato dos Trabalhadores em Hotéis, Apart-Hotéis, Motéis, Flats, Pensões, Hospedarias, Pousadas, Restaurantes, Churrascarias, Cantinas, Pizzarias, Bares, Lanchonetes, Sorveterias, Confeitarias, Docerias, Buffets, Fast-Foods e Assemelhados de São Paulo e Região)
www.sinthoresp.com.br
- T. サンパウロ州消費者保護センター (Fundação de Proteção e Defesa do Consumidor)
www.procon.sp.gov.br
- U. ブラジル・フランチャイズ協会 (ABF - Associação Brasileira de Franchising)
www.portaldofranchising.com.br
代表 : Maria Cristina C. da Motta Franco
Av. das Nações Unidas, 10989 - 11º andar, Conj. 112 - Vl. Olímpia - São Paulo
- SP - CEP 04578-000
Tel. : 11-3020-8800

【参考文献・サイト】

「ブラジル進出に関する基本的なブラジルの制度」(ジェトロ)

www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/invest_09/

「ブラジルにおける会社設立の基本的な手順」(ジェトロ)

https://www.jetro.go.jp/jfile/country/br/invest_09/pdfs/010043100309_012_BUP_0.pdf

「ブラジルの投資環境」(国際協力銀行)

www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/inv-report_ja/2011/07/2979/jbic_RIJ_2011004.pdf

外食産業の参入制度・規制（ブラジル）

2014年12月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2014 JETRO. All rights reserved.